

令和 6 年度加美町農業委員会
第 2 回定例総会議事録

令和 6 年 5 月 2 7 日（月）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第2回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年5月27日（月）午後1時30分～午後1時58分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員（2名）

農 業 委 員	11番	三 浦 良 人
農地利用最適化推進委員		本 田 浩

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第3号	農地法第3条の規定による許可書返戻について
日程第5	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第5号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第5号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第2回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） 定刻でございますので、只今より令和6年度加美町農業委員会 第2回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。11番 三浦良人委員、本田浩推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番 山本成委員、8番 青木拓也委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第3号 農地法第3条の規定による許可書返戻について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第3号 農地法第3条の規定による許可書返戻について、事務局より報告いたします。

＊事務局（鎌田裕充次長） 報告第3号 農地法第3条の規定による許可書返戻について。このことについて、別紙のとおり農地法第3条許可書の返戻があったので報告いたします。

令和6年5月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号1

申請地 下狼塚字平田の田

許可内容 平成26年1月7日付 贈与

返戻事由 当時、農地法3条にて贈与したが所有権移転登記をせずに現在に至る。
現在譲受人の相続人は耕作しておらず、贈与を受ける意思もないため許可書を返戻するもの。

〔 以上1件の許可書返戻について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第3号を終了いたします。

日程第5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

＊議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

＊事務局（鎌田裕充次長） 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和6年5月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件でございます。

報告書番号 1

所在地 字門沢間坂の田 外 4 筆

面積 合計 4, 5 2 8 m²

基盤強化促進法

報告書番号 2

所在地 四日市場字柵木江の田 2 筆

面積 合計 1, 2 6 7 m²

基盤強化促進法

報告書番号 3

所在地 字町下の田 7 筆

面積 合計 1 3, 5 4 9 m²

農地法第 3 条

〔 以上 3 件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 4 号を終了いたします。

日程第 6 報告第 5 号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第 6、報告第 5 号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第 5 号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和 6 年 5 月 2 7 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は 1 件でございます。

報告書番号 1

賃貸借による土砂採取（一時転用）

許可地 下多田川字道 3 筆の一部

面積 合計 1 3, 7 5 4 m²

令和 6 年 4 月 1 6 日完了

〔 以上 1 件の工事完了報告について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 5 号を終了いたします。

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第 7、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（畠山明大係長） 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和 6 年 5 月 27 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件でございます。

申請番号 1

申請地 城生字前田の田

面積 928 m²

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

事業計画 許可日着工予定 / 令和 6 年 12 月 31 日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約 1 km に位置し、宅地に囲まれている小集団の農地で第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。太陽光発電事業用地として、平坦で陽当たりが良いこと、送電線が近くに通っており幹線道路に近く、設置コストを低く抑えられること等を考慮し当該地を選定したもので、申請地周辺において他に申請者が当該目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 2

申請地 城生字前田の田 2 筆

面積 合計 1,546 m²

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

事業計画 許可日着工予定 / 令和 6 年 12 月 31 日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約 1 km に位置し、宅地に囲まれている小集団の農地で第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。太陽光発電事業用地として、平坦で陽当たりが

良いこと、送電線が近くに通っており幹線道路に近く、設置コストを低く抑えられること等を考慮し当該地を選定したもので、申請地周辺において他に申請者が当該目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 3

申請地 字赤塚の田

面積 1,031㎡

申請事由 売買による資材置場の造成

事業計画 令和6年6月1日着工予定 / 令和6年12月1日完成予定

申請地は加美町役場の南東約1.7kmに位置し、周辺の農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。譲受人がアフターコロナによる建設需要増大を受けて、事業拡大を念頭に営業本部周辺に資材置場を確保するもので、用途が事業所の拡張であり既存施設の面積の二分の一を超えない拡張で、既存施設に隣接して整備するためやむを得ないと判断いたしました。

尚、令和6年7月1日から、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合工事完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告することという条件を付けることとなりました。

〔 以上3件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、2番 杉村昭宏委員お願いします。

*2番（杉村昭宏委員） 令和6年5月16日、佐藤とも委員、中村貴美子委員、私、佐藤局長、畠山係長の5名で現地調査を行って参りました。

申請番号1・2番につきましては、同一内容ですので一括で説明させていただきます。申請地は宅地に囲まれた第2種農地で、太陽光パネルの設置に伴い周囲にフェンスを設置。盛土は行わず整地する程度ですので土砂の流出はないものとし、年に数回の草刈りを実施し管理します。隣接する農地に水稻作付がまだ残っておりましてので用排水等、耕作に問題がないことを確認しました。以上のことから許可相当と判断しました。

申請番号3番は、行政書士、事業者の担当者立会いのもと調査いたしました。現在、営業所の駐車場として利用している敷地の西側に隣接する農地です。こちらは第1種農地ではありますが、既存施設の拡張ということで例外規定に該当します。駐車場と隣接する面以外の3方を土留めの擁壁にて土砂流出を防止しますが、擁壁設置のために掘削しますので、隣接する田の稲刈り後に着工するというものでした。擁壁の側面に水路がございまして、そちらも支障のないよう管理するという事で許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 申請番号1番・2番の地番が並びで1つ抜けていますが、間の地権者から両側に太陽光パネルが設置されることに関して、意見等なかったのか確認します。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 農地転用に関しては、隣接地の許可は不要となっております。ただ、あまりにも日照条件に支障が出る場合などは承諾書を求めますが、一般住宅程度の許可の場合は特に求めることはありません。また、水の出入りも確実に問題がないか確認した上で許可相当というような判断がされます。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 現地確認の際に水路は奥の方まで確認を取りましたので問題はございません。また日照条件に関しても、南側が道路になっており開けていますので、昼間は十分な日照が見込まれると確認してまいりました。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、3番 猪股委員。

*3番（猪股弘委員） 最近太陽光事業の案件が増えており、設置した箇所はフェンスで囲われているところが多いと思うのですが、一部でそのフェンスが倒れている箇所が見受けられます。こういった場合の管理は事業者が行うものなのか確認します。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 基本的には事業者が負うものだと思います。ただあくまでも地権者と事業者間での話し合いとなりますので、そこまでは農業委員会として立ち入ることはできません。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 圃場によっては動物等の関係で、隙間や高さを考慮してフェンスを設置しているところもあると聞きます。こういったフェンスの設置条件に規定があるのか確認します。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 規定としましては経済産業省、若しくは電気事業法にて算出し定められているものですので、こちらとしてはそこまで把握しておりません。ただし、電気事業法による指導は入っているはずです。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第5号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第5号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和6年5月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、賃貸借3件でございます。

申請番号1

申請地 宇原南原の畑 外8筆

面積 合計11,375㎡

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 2

申請地 字町下の田 7 筆
面積 合計 13,549 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 3

申請地 宮崎字天光沢二十二番の畑 外 35 筆
面積 合計 84,725 m²
権利移動の種別 賃貸借

〔 以上 3 件の集積計画について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 5 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号 1 番について 9 番 尾形徳夫委員です。

9 番 尾形徳夫委員は、申請番号 1 番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後 1 時 54 分〉

＊議長（板垣文一会長） これより申請番号 1 番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号 1 番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号 1 番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、9 番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後 1 時 55 分〉

＊議長（板垣文一会長） 続いて申請番号 2 番・3 番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 申請番号3番の借賃について、こちらは相場よりも高い水準かと思うのですが、金額の取り交わしについて事務局で把握している内容があれば、ご説明をお願いします。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（鎌田裕充次長） まずAとBの区分けについて、Bにつきましては地目が田となっておりますが、ほぼ畑でしか利用できない圃場でございます。他の圃場につきましては、水田でも利用が可能であるためAとBで区分けいたしました。また借賃に関しましては、参考賃借料をお示しした上で、双方の話し合いの結果決まった金額でございます。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番・3番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和6年度加美町農業委員会 第2回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後1時58分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年5月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 山 本 成

署名委員 青 木 拓 也